

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム海松園運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人えびす会が設置する指定介護老人福祉施設（以下「施設」という）が、指定介護老人福祉施設事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、介護保険法の理念に基づき、要介護状態にある高齢者に対し、心身の状況等に応じて適切な施設生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行い、利用者の心身の機能維持を図るため援助を行うものとする。

(施設の名称等)

第3条 この事業を行う施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 この施設は、「特別養護老人ホーム海松園」という。
- 2 この施設を、秋田県秋田市下新城野字街道端西233-47に置く。

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 (1名) 施設業務を統括し、所属職員の指揮監督を行うものとする。
- 2 医師 (1名) 非常勤 要介護者の健康診断及び治療の業務を行うものとする。
- 3 生活相談員 本事業の利用申込みに係わる調整、介護職員等に対する技術指導および(1名以上) 利用者並びにその家族からの各種相談に当たるものとする。
- 4 機能訓練指導員 利用者の心身の状況に応じ、必要な機能の改善及び減退を防止するための訓練に当たるものとする。(1名以上)
- 5 介護職員(14名以上)利用者の必要とする日常生活上の介護サービスの業務に当たるものとする。
- 6 看護職員 (4名以上)利用者の心身の状況に応じ看護、介護サービスの業務に当たるものとする。
- 7 栄養士 (1名以上) 利用者の献立の作成等、給食サービスの業務に当たるものとする。
- 8 介護支援専門員(1名以上)利用者等の介護サービス計画を立案し、サービス全般の実施状況の把握に当たるものとする。
- 9 事務職員 (1名以上) 主として施設運営に関する庶務的な業務に当たるものとする。
- 10 調理員 (3名以上) 利用者の給食サービスの提供に当たるものとする。

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、54名とする。

(施設の介護サービスの内容および利用料等)

第6条 施設の介護内容は次のとおりとし、施設が介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(施設介護サービス費1割)とする。食費及び居住費については自己負担とし、その他保健適用外にかかる費用については、その実費相当額を徴収することができる。詳細については、別紙「利用料金」別添1、別添2による。

- 1 入浴の介助
 - 2 排泄の介助
 - 3 食事の介助
 - 4 余暇活動
 - 5 その他日常生活の援助
- 2 介護報酬の告示上の額、食費及び居住費の額は、施設に掲示するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第7条 利用者が施設の介護サービスを受けるに当たっては、入所生活上のルール等を遵守し、故意に他の利用者および事業所に迷惑をかける行為を行ってはならない。

(事故発生時における対応)

第8条 利用者の生命、身体の安全を最優先に速やかに対応するものとする。

施設の介護サービス提供上、不可効力的に生じた損害事故については、利用者、施設双方で協議するものとする。

(非常災害対策)

第9条 非常災害が発生した場合は、「社会福祉法人えびす会防火管理規程」に基づき対応するとともに、非常災害に備え定期的に避難訓練を行うものとする。

(秘密保持)

第10条 職員は、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。また職員がその職を退いた後も同様とする。

(緊急やむを得ない場合の対応)

第11条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束をおこなう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(虐待防止)

第12条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 職員への研修実施。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底する。
- 3 虐待の防止等のための責任者の設置

(相談・苦情対応)

第13条 施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第14条 利用者の個人情報は、必要な範囲で適正に利用するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は理事長が定めるものとする。

この規程は 平成12年 4月1日 より施行する。

この規程は 平成15年 4月1日 より施行する。

この規程は 平成16年 4月1日 より施行する。

この規程は 平成17年10月1日 より施行する。

この規程は 平成18年 4月1日 より施行する。

この規程は 平成27年 4月1日 より施行する。

この規程は 令和 4年 4月1日 より施行する。

この規程は 令和 6年 4月1日 より施行する。